



湯の杜ホテル志戸平

お客様へのお願い

火災等の事故防止には、万全を期しておりますが、万一事故が発生した場合には、落ち着いて行動をお願いいたします。

◎お部屋にお着きになりましたら・・・

- 客室内(入口ドア内側等)の緊急避難図で、非常口を二か所以上確認して下さい。
- 非常口へは、どのお部屋からも2方向の避難路が用意されておりますので、実際に歩いてお確かめ下さい。

◎火災を発見した場合には・・・

- 近くの火災報知器を押すか、電話でフロント (66) へ連絡して下さい。
- 大声で周囲の人にも知らせて下さい。
- 消火する余裕がありましたら、消火器等で消火し、消火しきれないと判断した時には、直ちに避難して下さい。

◎館内で火災が発生した場合には・・・

- 非常ベル(サイレン)又は非常放送により、火災発生の通報があったときには、直ちに、一番近い非常口から落ち着いて避難して下さい。

◎避難される場合には・・・

- 係員又は、非常放送の指示に従って下さい。
- お部屋から外へ出る際は、延焼防止と煙の拡散防止のため、必ずドアをお締め下さい。
- タオルを水で濡らし、鼻と口を覆って下さい。
- 壁にそって姿勢を低くし、煙の反対方向の避難経路を選んで避難して下さい。
- 避難の際、エレベーターは絶対に使用しないで下さい。
- 一度避難されてから、貴重品等を取りにお部屋に戻ることは危険ですから絶対におやめ下さい。
- 夜間には、客室内に備え付けの非常用懐中電灯をもって避難して下さい。

◎地震が起きたら・・・

- 係員又は館内放送の指示に従って下さい
- 窓ガラスから離れて下さい。
- 落下物に注意し、頭を防護して下さい。
- タバコの火はすぐに消して下さい。
- エレベーターは絶対に使用しないで下さい。

利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第十条に定めのあるとおり、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。遵守頂けない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又場合によっては損害をご負担いただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 客室内には暖房用、炊事用の火器及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめください。
2. その他火災の原因となるような行為はおやめください。
3. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

保守上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中のお部屋からお出になられる際は施錠をご確認下さい。
2. 館外へお出かけの時は、フロントに鍵をお預けになれますようお願い申し上げます。
3. ご訪問者と客室内でのご面会はご遠慮願います。
ご面会はロビー又はラウンジをご利用ください。

ご貴重品、お預かり品および遺失物のお取扱について

1. 客室に備付の金庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう便宜備えつけてありますが、簡易な物ですから、現金・貴重品については事故防止のため、その種類及び価額を明示してフロントにお預けください。
2. ご滞在中の現金、貴重品等をフロントにお預けにならず、滅失、毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲内でしか賠償致しかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
3. 遺失物、およびお忘れ物のお取り扱いについては、宿泊約款第16条第2項・第3項並びに関連する法令に基づくものとします。

お支払いについて

1. 料金支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券若しくはクレジットカード等電子決済に依り、ご出発時又当館が請求した時フロントでお支払いいただきますので、ご了承ください。なお、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法によりお支払いいただくときは、事前にご呈示ください。
2. 旅行小切手以外の小切手でのお支払いはお受けできませんので、ご了承下さい。
3. 館内付帯利用施設などをサインにてご利用される場合は、お手数ですが、客室鍵をご提示ください。なお、各種乗物の切符代、タクシー代、切手代、送料等のお立替はお断りさせていただきます。
4. 都合により、ご到着地にお預かり金を申し受けることがございますので、ご了承下さい。

その他お守りいただきたい事項

1. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬、猫、小鳥、その他動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられる物のお持ち込みはおやめ下さい。
2. 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑になるような言動はなさないようお願い申し上げます。
3. 当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為(展示、広告、宣伝、販売等)などの他の目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
4. 館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめください。
5. 客室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
6. 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めてください。もし流し放しであふれさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意ください。
7. 下駄、ゴム長靴等でのご入館はご遠慮願います。
8. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りさせていただきますのでご了承下さい。
9. エネルギーを大切に使うため、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
10. 客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料10%が加算されますのでご了承下さい。



湯の杜ホテル志戸平

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとなります。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに支払っていない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとする。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 岩手県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 岩手県旅館業法施行条例(第6条)の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
- (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過2時間までは、室料金の3分の1(又は室料相当額の30%)
 - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1(又は室料相当額の60%)
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額(又は室料相当額の100%)
- (3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします)

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は来館時の案内用紙にてご案内し、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着か出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当館はその損害を賠償します。(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者にその指示を求めるものとします。ただし当館が当該手荷物又は携帯品を発見した日から7日後までの間(飲食物、雑誌に関しては発見した日)に所有者の指示がない時または所有者が判明しない時、宿泊客は当該手荷物又は携帯品の所有権を放棄するものとします。



湯の杜ホテル志戸平

宿泊客見舞金規程

3. 前項ただし下記の場合、当館は当該手荷物又は携帯品を処分できるものとします。宿泊客は当館が行った当該手荷物又は携帯品の処分について異議を述べず、当該手荷物又は携帯品に対する損害賠償請求権を放棄するものとします。(駐車者の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 当館禁煙室において喫煙が確認できた場合は喫煙による客室クリーニング代及び客室販売売り止めの損害賠償を別表第3に掲げるところにより申し受けま

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料))
	追加料金	② 追加飲食(①に含まれるものを除く)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

備考 子供料金は小学生以下に適用します。食事と寝具を提供したときは、小学生は大人料金の70%を、小学生未満は大人料金の50%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、3,300円(税込)をいただきます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数													
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前	
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%									
15~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%								
31~100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%				
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	10%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を取受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合はそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

別表第3 (第18条第2項関係)

客室内喫煙によるクリーニング代	1室につき2万円(税込)
客室内喫煙による客室売り止め費用	客室売り止め日数×2万円(税込)

(注)客室売り止め日数は当ホテルの判断により実際に販売を差控えた日数とします。ただし、上限を10日分とします。(宿泊客見舞金規程)

第19条 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合には、別に定める宿泊客見舞金規程に記載の事項を実施いたします。

(目的)

第1条

本規程は、宿泊客の死亡に際し、当館が弔意を表して給付する金品等に関し、必要な事項を定めたものです。

(死亡弔慰金等)

第2条

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合に以下に掲げる事項を実施いたします。ただし、「当館宿泊中」とは、当館にチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。

- ①遺族に対して、死亡弔慰金を給付いたします。死亡弔慰金の金額は、死亡した宿泊客1名につき、10万円を限度とします。
- ②状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に、当館の役員、従業員又は当館が指定する代表者が出席いたします。
- ③状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に当館より献花等を行います。

(給付の期限)

第3条

次のいずれかに該当する場合は、前条に掲げる事項を実施いたしません。

- ①宿泊客の大麻、あへん、麻薬、又は覚醒剤、シンナー等の使用によって死亡した場合
- ②宿泊客の妊娠、出産、早産または流産が原因で死亡した場合
- ③宿泊客の自殺行為によって死亡した場合
- ④核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故が原因で発症した疾病によって死亡した場合
- ⑤前項以外の放射線照射又は放射能汚染によって発症した疾病によって死亡した場合
- ⑥細菌性植物中毒によって死亡した場合

(書類の提出)

第4条

死亡した宿泊客の遺族が本規定に定めるところに従って死亡弔意金を受け取ろうとするときは、以下の書類を当館にご提出いただくものとします。

- ①所定の死亡弔慰金請求書
- ②医師の死亡診断書又は死体検案書
- ③死亡した宿泊客と死亡弔慰金を受け取る方の関係を証明する書類

(保険会社との契約)

第5条

第2条に定める死亡弔慰金の支払い等を確実にするため、その保全措置として、当館は死亡弔慰金等の全て又はその一部について、保険会社と保険契約を締結することがあります。

第20条(宿泊客災害時振替宿泊費用規程)

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に当館から火災、落雷、破裂・爆発の発生により、安全上の理由から宿泊客に対し振替宿泊施設を手配した場合には、別に定める「宿泊客災害時振替宿泊費用規程」に記載の事項を実施いたします。

宿泊客災害時振替宿泊費用規程

(目的)

第1条

本規程は、当館からの火災、落雷、破裂・爆発発生の際、当館が宿泊客に対して手配・給付する金品等に関し、必要な事項を定めたものです。

(振替宿泊費用等)

第2条

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に当館からの火災、落雷、破裂・爆発の発生により、安全上の理由から宿泊客に対し振替宿泊施設を手配した場合に以下に掲げる事項を実施します。ただし、「当館宿泊中」とは、当館にチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。

- ①宿泊客に対して振替宿泊施設を手配いたします。振替宿泊費用の金額は、宿泊客1名につき、15,000円を限度、且つ、振替宿泊の条件(食事の有無等)は当館宿泊時の条件と同等といたします。
- ②状況に応じ(振替宿泊施設が手配できなかった場合等)、振替宿泊費用を見舞金として支給することがあります。見舞金の金額については、宿泊客1名につき当館宿泊費用と同程度、且つ、15,000円を限度とします。

(給付の制限)

第3条

次のいずれかに該当する場合は、前条に掲げる事項を実施いたしません。

- ①火災、落雷、破裂・爆発以外の場合
- ②当館以外の施設を原因として発生した火災、落雷、破裂・爆発事故の場合

(書類の提出)

第4条

宿泊客が、本規程第2条2項の定めに従い見舞金を受け取る時は、以下の書類を当館にご提出いただくものとします。

- ①見舞金受取の領収書

(保険会社との契約)

第5条

第2条に定める振替宿泊費用の支払い等を確実にするため、その保全措置として、当館は振替宿泊費用の全て又はその一部について、保険会社と保険契約を締結する事があります。